

犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備 一検討のための素案〔改訂版〕一

※運用において対応するものは青字

9 若年者に対する新たな処分

【別案】

- 訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされた者に限らず、一定の罪を犯した18歳及び19歳の者を対象
- 家庭裁判所において非公開による調査・審判を実施
- 必要に応じて少年鑑別所による鑑別を実施
- 家庭裁判所において、検察官送致、保護観察・施設収容の処分を決定

自由刑

1 自由刑の単一化

- 懲役及び禁錮を単一化して新たな自由刑を創設(刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行う)

2-1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

- 少年院の知見・施設を活用して若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図る

2-2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

- 鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限(20歳未満)の引上げ
- 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者の拡大
- 精密な処遇調査の実施要領の見直し

2-3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

- 若年受刑者に対する処遇原則の明文化
- 社会復帰支援に関する規定の明文化

3 刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度

- 刑の執行の初期段階において、犯罪被害者等から心情等を聴取し、処遇にいかすとともに伝達すべきものについては加害者に伝達する制度の創設
- 伝達等について矯正施設と地方更生保護委員会及び保護観察所との連携

4 外部通働作業及び外出・外泊の活用等

- 刑事施設内における開放的処遇の拡大に向けた取組を推進
- 外部通働作業及び外出・外泊の環境を整備(更生保護事業法上の公益事業としての位置付けの明確化を含む)し、これらの活用を促進

執行猶予(自由刑)・罰金

5 刑の全部の執行猶予制度の拡充

- 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予
- 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の引上げ
- 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

6 罰金の保護観察付き執行猶予の活用

- 保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当である事案への活用
- 保護観察所及び少年鑑別所の調査機能の活用

7 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進

- 保護観察の仮解除の主体を地方更生保護委員会から保護観察所の長に変更

8-1 保護観察における新たな処遇手法の開発、特別遵守事項の類型の追加等

- 対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発
- 罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備
- 民間施設が行うプログラム・ミーティングの受講を特別遵守事項の類型として追加
- 濃密な処遇を行う必要がある場合の更生保護施設への宿泊義務付けの運用

8-2 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等

- 更生保護法の規定に、措置をとるに当たっての考慮要素の一つとして、被害者等の状況を追加
- 賠償に向けた行動等を生活行動指針に設定し、指導を行うための規律を規則等で設け、当該指導を充実

8-3 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用

- 仮釈放者・保護観察付執行猶予者について、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができる規定の整備
- 上記の者について、裁判所の許可を得て、少年鑑別所又は刑事施設に收容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができる規定の整備

8-4 更生保護事業の体系の見直し

- 更生保護施設が行う専門的な処遇や通所・訪問による処遇を更生保護事業として明文化
- 更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を更生保護事業として明文化

10 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備

- 起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護
- 勾留中の者に対する更生緊急保護

- 罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものを対象
- 家庭裁判所において非公開による調査・審判を実施
- 必要に応じて少年鑑別所による鑑別を実施
- 保護観察・施設収容【P】の処分を決定

起訴猶予